

## 境港市小規模修繕等契約希望者登録要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市が発注する小規模な修繕等の契約（以下「小規模修繕等契約」という。）について、市内業者の受注機会の公平性を確保するため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(契約の対象)

**第2条** 小規模修繕等契約の対象は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、契約金額が20万円未満のものとする。

(登録できる者)

**第3条** 小規模修繕等契約に登録できる者は、市内に事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 境港市建設工事入札参加資格審査要綱により、名簿に登録されている者
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (3) 市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）を滞納している者
- (4) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている者

(登録の申請及び受付期間)

**第4条** 契約希望者は、境港市小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）の納税証明書（発行日から3カ月以内のもの）又は市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を証する書面等の写し
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式第3号-1及び様式3号-2）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

**2** 前項の申請書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(登録名簿への登録等)

**第5条** 市長は、申請書を受付けたときはその内容を審査し、第3条に規定する登録できる者と認めたときは、境港市小規模修繕等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、該当する契約に係る業者選定に際して、積極的に見積参加機会を与えるも

のとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、第3条各号に該当するため登録できない者と認めるときは、当該者にその旨を通知するものとする。
- 3 登録名簿は、透明性を向上するため閲覧に供することができる。

(登録の有効期間)

**第6条** 前条第1項による登録の有効期間は、市長が別に定める期間とする。

(登録事項の変更等の届出)

**第7条** 登録名簿に登録されている者（以下「登録者」という。）は、第4条第1項により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、境港市小規模修繕等契約希望者登録事項変更届（様式第4号）により速やかに市長に届出なければならない。

- 2 登録者は、次の各号に該当する場合は、境港市小規模修繕等契約希望者登録抹消届（様式第5号）を市長に届出なければならない。
  - (1) 廃業等により営業ができないとき
  - (2) 前号のほか、登録を辞退したいとき
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受付けたときは、速やかに登録名簿を修正するものとする。

(契約保証金の免除)

**第8条** 登録者と小規模修繕等契約を締結する場合の契約保証金は免除することができる。

(適正な履行)

**第9条** 登録者は、受注した小規模修繕等契約を、境港市契約規則（平成22年境港市規則第25号）その他の関係法令に基づき信義に従い誠実に履行しなければならない。

- 2 登録者は、受注した小規模修繕等契約を一括して他人に請け負わせてはならない。

(登録の取り消し等)

**第10条** 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 事務所又は住所を市外へ移転した場合
  - (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合
  - (3) 登録に係る営業を廃止した場合
  - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
  - (5) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- 2 市長は、登録者が、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定に該当した場合

は、準じた措置を行う。

#### 附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

この要綱は、平成18年1月17日から施行する。

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。